



22 生環第 39 号
平成 22 年 5 月 21 日

長野市廃棄物減量等推進審議会
会 長 曾根川 太喜雄 様

長野市長 鷲 澤 正 一

し尿処理手数料及び生活雑排水処理手数料の改定について（諮問）

長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 23 条第 2 項の規定により、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

本市の使用料・手数料については、「行政サービスの利用者負担に関する基準」（平成 20 年 7 月）及び「基準に基づく見直し方針」（同年 11 月）により、原則として 3 年ごとに見直しを実施することとなっております。

現在のし尿処理手数料及び生活雑排水処理手数料は、平成 20 年度の改定から今年度末で 3 年を経過し、この間公共下水道及び合併処理浄化槽等の整備や普及に伴い、利用対象者の減少及び散在化等、収集運搬業務を取り巻く環境も大きく変化しております。

つきましては、処理コストや下水道料金との均衡を考慮した手数料の額について、貴審議会の意見を求めます。